

新潟市バイオリサーチセンター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，新潟市バイオリサーチセンターの使用料の徴収を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行なう場所	徴収事務受託者
新潟市秋葉区東島316番地2 新潟市バイオリサーチセンター	NB RP 共同企業体 新潟バイオリサーチパーク株式会社 代表取締役社長 後藤 博